

第5回岩国市景観審議会 会議録

日 時	令和2年8月27日（木） 13:00～14:45
場 所	岩国市役所5階 51・52会議室（Web会議）
出 席 者	9名（／10名） 小浦委員、秋山委員、重富委員、坂井委員、村越委員、木村委員、 山本委員、杉山委員 ＜Web参加＞富川委員
事 務 局	山中都市開発部長、土井公園景観課長、松林主査兼景観政策班長、 中村技師、山方主事、太平主事、池田主事 都市開発部公園景観課
関 係 課	産業振興部錦帯橋課 善村錦帯橋課長、浜中世界遺産推進班長、鮎川主任、松江主事
関 係 者	㈱オオバ（2名）景観計画変更業務委託業者
会 議 の 公 開	☒ 公開 ☐ 非公開

1 会議次第

1.開会

2.議題

1) 意見聴取第1号：岩国市景観計画の変更について

3.その他

1) 令和2年度の公園景観課景観政策班の新規業務について

4.閉会

2 配布資料

資料1 岩国市景観計画の変更について

3 審議経過

○**会議の成立** 委員10名中9名が出席しており、岩国市景観条例施行規則19条第3項の規定を満たしているため、本日の会議は成立。

※児玉委員は、一身上の都合により5月1日付で審議会を辞職したことを報告

○**開会** 山中部長より挨拶

議題1「意見聴取第1号 景観計画の変更について」 資料1-1～1-3まで

○**事務局** 議題1「意見聴取第1号 岩国市景観計画の変更について」をご説明いたします。

前回審議会でのご意見を踏まえた修正、ならびに項目の追加という形になります。

なお、議事の進行といたしまして、資料のボリュームもありますので、まずは資料1-1から資料1-3までご説明させていただいた後、それまでの資料についてご意見をいただき、その後は資料1-4、1-5についても、それぞれ資料説明の後

第5回岩国市景観審議会 会議録

に意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料1-1 「岩国市景観計画の変更のスケジュール（案）について」

○事務局 資料1-1「岩国市景観計画の変更のスケジュール（案）について」をご覧ください。

現在、錦帯橋課で取り組んでいます文化的景観の取り組みにおける、重要文化的景観の選定申出を令和3年1月に行いたいと考えており、景観計画の変更についても、そのスケジュール感を想定しながら手続きを進めていきたいと考えています。

具体的なところで申し上げますと、今回の審議会で現状の変更案についてご承認がいただけたら、市民の皆様からのご意見や提案などを募集する機会として、10月中に「横山地区」「岩国地区」での住民説明会と市内全域でのパブリックコメントを実施し、寄せられたご意見等を反映した内容を、11月頃に開催させていただきまず第6回の審議会でご報告したいと思います。

その後、1月頃に開催が予定されています「岩国市都市計画審議会」にて意見聴取を行い、最終案を第7回の審議会にて諮問・答申いただいた上で、変更告示を行いたいと考えています。

スケジュール案についての説明は以上です。

資料1-2 岩国市景観計画の変更箇所について

○事務局 つづきまして、資料1-2「岩国市景観計画の変更箇所について」をご説明いたします。

資料の1ページ、2ページをご覧ください。

こちらは景観計画を開いた最初にあります、目次の新旧対照表となります。

変更箇所といたしましては大きく3点で、

- ① 第4章に「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承についてを加えるとともに、それによる景観形成方針の変更を行います。
- ② 第9章の2については、第4章の方針の変更に伴い、「景観形成基準」の内容の変更を行います。
- ③ 第10章に「景観重要公共施設の整備に関する事項」を新たに章立てすることとします。

以上の3点となっております。

変更内容につきましては、資料1-3以降でご説明いたします。

第4章 市街地景観ゾーンの景観形成方針（変更案）

○事務局 それでは、資料1-3「第4章 市街地景観ゾーンの景観形成方針の変更案」についてご説明いたします。

1ページにつきましては、さきほどと同様、景観計画の目次となりますが、第4章のみをさらに細かく抜粋したものの新旧対照表となります。

すでに前回の審議会でもご説明させていただいておりますが、第4章の3に「錦川下流域における岩国の文化的景観」について位置づけを行い、それぞれの景観形成方針について変更を行います。

2ページから10ページにかけて「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承

第5回岩国市景観審議会 会議録

について記載をしており、5 ページまでは前回の審議会でご提示させてもらったものと変更はありません。

6 ページから 10 ページにつきましては、今回新たに追加したいと考えている部分になります。

6 ページをご覧ください。これまで景観計画において、「横山地区」「岩国地区」をそれぞれ面的に景観誘導はしてきましたが、この地区一体としての「城下町地区」という定義が景観計画にはありませんでしたので、今回、文化的景観保存活用計画区域と同義とすることで、景観計画に位置付けることとしたいと思います。

それにより、岩国市の文化的景観のもつ景観特性や特徴をより捉えやすくなり、この後の景観形成方針や景観形成基準への理解も図りやすいと考えております。

こちらの内容につきましては、文化的景観を所管しております、錦帯橋課からご説明をさせていただきます。

「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承

錦帯橋課 第4章の3.「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承では、前回の審議会において

(1) の『土地利用にみる重層性』

(2) の『大きな景観単位としての「都市域」と「生産域」』

(3) の『都市域と生産域における象徴的景観地』

の3点を追加することとしておりましたが、

この度、そもそも岩国城下町地区を景観計画の中でしっかりと定義付ける必要があると判断したことから、(4) として『岩国城下町地区（文化的景観保存活用計画区域）』を追加することといたしました。

追加した主な内容としては、

- ① 岩国城下町地区（文化的景観保存活用計画区域）の位置及び範囲の定義
 - ② 岩国市の文化的景観である岩国城下町の歴史を根底に置き、その唯一無二の魅力を継承しながら今後の発展を導く上で、欠かすことできない3つの景観特性と特徴の明記
- の2点としております。

岩国城下町地区の範囲としては、城山・錦川・横山地区・岩国地区・岩国山のまわりとしております。

景観特性は「川と向かい合う都市の仕掛けと暮らし」、「錦帯橋がつなぐ岩国城下町」、「描かれる風景と物見の生業」としております。「川と向かい合う都市の仕掛けと暮らし」の特徴の1つ目は、「錦川の治水」についてで、逆S字に蛇行する錦川の治水対策として、兩岸に土手を築き、水が激しく当たる箇所には浸食を防ぐため石積みにより施工されているほか、竹林による水防林を設けていた特徴が現在でも横山地区に残っています。

2つ目の特徴は、「浸水への備え」についてで、錦川の増水・氾濫と内水の両方から浸水しやすい横山地区では、掘割を遊水池として利用するほか、幅広の排水路を巡らしたうえで、建物の基礎を嵩上げするなどの浸水対策が特徴となっています。

第5回岩国市景観審議会 会議録

3つ目の特徴は、「川と向かい合う暮らし」として岩国地区の土手町において、「懸作り」と呼ばれる構造を持つ町家が江戸時代から建てられており、現在も土手による高低差を活かした構造をもつ町家が多くみられ、土手町の特徴ある景観を形成しています。

次に、「錦帯橋がつなぐ岩国城下町」の特徴の1つ目は、「城下町としての一体性」についてで、岩国城下町は、その建設時から、両岸で一对を成すものと考えられており、錦帯橋付近は、錦川の蛇行が緩やかになり、川幅も広く水深も浅い平瀬となっており架橋や渡河に適していたことから、この地点を介して両岸に直線的な主要道が通されており、城下町建設における計画性が強く伺えます。

2つ目の特徴は、「横山地区と岩国地区」についてで、横山・岩国両地区は、岩国城下町としての風情と活気を保ちながら、今日に至っております。武家地の風情を残す横山地区は、江戸時代の敷地割を留め、城山と共に文教エリアや観光スポットとしての性格を強めています。

また、近世の町家と共に近代の賑わいを伝える商業施設や業務施設が継承される岩国地区は、身近な商店や事業所、旅館や土産物屋が建ち並び、今日でも周辺地域の生活拠点的な役割が保たれています。

「描かれる風景と物見の生業」の特徴の1つ目は、「描かれる風景」についてで、錦帯橋は、江戸時代中期に、木曾の棧（長野県）、甲斐の猿橋（山梨県）と並ぶ三奇橋として漢文詩に詠われているほか、参勤交代や幕府巡検視の記録にも記されています。江戸時代後期には、様々な刷り物に描かれ、西国では金毘羅宮（香川県）や宮島の厳島神社（広島県）に匹敵する一大名所となり、多くの往来を育んできました。また、この頃描かれた錦帯橋の絵図を見ると、古代から名所として知られる岩国山を背景に橋を描いていることが分かります。時を経る中で、変わらず好まれ続けてきた風景の構図がここにあります。

2つ目の特徴は「物見の生業」についてで、岩国城下町は江戸時代から錦帯橋の右岸橋詰には城門があり、左岸橋詰には物見客が訪れる独特な観光地でした。近代になると物見客を相手にした生業が行われるようになり、左岸では橋詰周辺や土手町を中心に旅館や土産物屋が建つようになり大正期や昭和初期頃に流行った三階建の木造建築が今に伝わっています。右岸の横山地区では武家地が文教施設へと変わり、明治末期に川沿いに植えられた桜並木が新たな名所となっています。一方、左岸の岩国地区では、旅館や料亭などが武家屋敷とともに町並みの風情を保ち、近代的な意匠の町家や生業施設が新たな時代性を添えるようになりました。戦後には郷土料理や伝統工芸が見直され、一旦途絶えた催事等が復活する等の動きも現れました。

歴史や文化を大事にしながら各時代に生み出されてきたことが、新たな魅力となって今に継承されています。

以上となります。

景観形成方針（重点地区を除くエリア）

○事務局 次に、『「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承』をふまえたそれぞれの景観形成方針の変更についてご説明いたします。

第5回岩国市景観審議会 会議録

まず、市街地の景観ゾーン（重点地区を除くエリア）につきまして、資料の11ページをお開きください。

現在の計画から変更する内容につきましては赤字で記入しております。なお、現在の景観計画では30ページにあたります。

前回の審議会でお示ししました内容からの変更はありませんが確認も含めて再度説明させていただきます。

景観形成方針に『「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承をふまえ』とすることを明記します。

「方針1 豊かな自然を守り・活かす」において、物見の文化を育んできた一体的な風景として描かれている岩国山や城山の眺望の保全について追記します。

「方針2 歴史文化を未来へつなぐ」において、錦川下流域における岩国の文化的景観の構成要素であり岩国城下町を支えた歴史を有する今津地区や河口域における開作の歴史を伝える麻里布川や尾津の樋門などについて保全を図りながら魅力的な景観づくりをめざすことを追記します。

「方針3 快適なまちを守り・創る」において、尾津地区のハス田が、文化的景観における生産域を象徴していることを追記します。

横山重点地区の景観形成方針

○事務局 次に、横山重点地区の景観形成方針についてご説明させていただきます。

13ページをご覧ください。なお、現在の景観計画では37ページにあたります。

こちらにつきましても前回の審議会でお示ししました内容からの変更はありませんが確認も含めて再度説明させていただきます。

重点地区を除くエリアと同様に景観形成方針に『「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承をふまえ』とすることを明記します。

「方針1 豊かな自然を守り・活かす」において、豊かな緑に加えて、横山地区の象徴である桜並木について守り・活かす景観づくりをめざすことを追記します。

また、市街地の景観ゾーンと同じく錦帯橋や錦川から、城山への眺望の保全について追記します。

「方針2 歴史文化を未来へつなぐ」と「方針3 快適なまちを守り・創る」において、横山地区の特徴である武家屋敷地由来の土地利用について追記することで、内容の補完を図ります。

横山重点地区の景観区分別景観形成方針

○事務局 横山重点地区の景観区分別景観形成方針の変更についてご説明いたします。

「うるおい住宅地区」の景観形成方針に、錦川沿いの文化的景観の特徴を踏まえ、川との関わりについて追記します。

「山林河川地区」において、錦帯橋や錦川の河原などのビューポイントを明確にしたうえで眺望を保全し、稜線に加え尾根についても自然景観と調和を図ることを明記します。また、岩国城址について、岩国の都市の始まりを伝える重要な資源として保全を図ることを追記します。

岩国重点地区の景観形成方針

第5回岩国市景観審議会 会議録

○事務局 こちらにつきましても前回の審議会でお示ししました内容からの基本変更はありませんが確認も含めて再度説明させていただきます。

次に、岩国重点地区の景観形成方針についてご説明いたします。

15 ページをご覧ください。なお、現在の景観計画では 43 ページにあたります。

こちらにも同様に景観形成方針に『「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承をふまえ』とすることを明記します。

次に「方針1 豊かな自然を守り・活かす」において、市街地の背景として椎尾神社へ続く緑とともに岩国山に続く緑も守ることを追記します。

また、横山重点地区と同様に、錦帯橋や錦川から岩国山への眺望の保全について追記します。

「方針2 歴史文化を未来へつなぐ」、「方針3 快適なまちを守り・創る」において、岩国地区のまちなみを形成する通りの特徴を追記することで、内容の補完を図ります。

なお、前回の審議会からの変更点としまして、方針3 の中段上から5行目「和のしつらえと調和した佇まいを基本とする、低層を中心としたまちなみ景観の形成をめざします。」において「低層を中心とした」という文言をこの度追加しております。

岩国重点地区の景観区分別景観形成方針

○事務局 岩国重点地区の景観区分別景観形成方針についてご説明いたします。

「こまちなみ地区」の景観形成方針に、大明小路や山手小路の沿道の武家屋敷地や大明小路沿いのにぎわいのあるまちなみ、錦見七町に加え、土手町などについて文化的景観の特徴を踏まえそれぞれのまちなみについて具体的に魅力的な景観形成を図ることを追記します。

「山林地区」においては、錦帯橋や錦川の河原などのビューポイントを明確にしたうえで眺望を保全し、岩国山へ続く稜線等 自然景観と調和を図ることを明記します。

景観形成方針の変更については、以上となります。

一旦、ここまでの内容につきまして、ご意見やご質問をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○小浦会長 ここまでで、何かありますでしょうか。

○村越委員 資料3の p7、川と向かいあう都市の「都市」がずっと入ってこない。今までのまちなみを丁寧に守っていくという内容はよいと思うが、何か他の表現の方がよいのではないかと思う。「まち」がわかればよい。

○重富委員 内容が城下町や歴史といているのに、「都市」と言う言葉があわない。

○小浦会長 これは、重要文化的景観の価値における川とまちの関係を石積みや竹林などのしかけに関係している。

重要文化的景観の価値につながっているが、景観計画とするときに、どう書くかということかと思う。

○錦帯橋課 文化的景観では、農村でも何でもない場所に、吉川氏により、江戸時代に

第5回岩国市景観審議会 会議録

都市の暮らしができたというところに着目し、「都市」という言葉を使っている。近世に川を治めてできた都市というところを注目点とし、そのような言葉を使っている。

景観計画では、ある程度柔軟に捉えてもよいかと思う。

○小浦会長 本来的には、川や水との関係の中でつながってきた暮らし方がつくりだす景観を継承していくことである。

都市という言葉にこだわらなくてもよいのであれば、景観計画では、「川と向き合う暮らしの形」などでもよいのかもしれない。

仕掛けという概念は、石の護岸や竹林など防災、いわゆる川を治めることも含めた表現であり、そういったものを景観計画において、「仕掛け」という言葉を使うなど、重要文化的景観の価値の概念と景観計画との適切な用語の調整をしていただきたい。

○村越委員 「仕掛け」という言葉はよいと思う。

○小浦会長 「川と向かい合うまちの暮らしと仕掛け」等。少し検討してほしい。

○坂井委員 資料3のp15、「低層を中心とした」を強調する必要があるか。

歴史的なまちなみは低層が基本で、一部錦帯橋の周りやまちなかに3階もあるが、わざわざそのような表現を入れずに前のままだでもよいのではないか。

それが岩国地区の特徴でもあると思う。

○事務局 景観形成基準に関わってくるが、重要文化的景観の選定を目指す中で、高さについては文化庁も慎重な見方をしている。

これまでも誘導してきたのだが、低層と調和したまちなみを形成したいというところをより強く意思表示をしておきたいと考えたものである。

○小浦会長 次の基準との関係もあるので、資料4の説明を聞いてからまたこの件に戻ってもよいかと思う。

資料3の6ページ、重要文化的景観と文化的景観の概念がある。

6ページの岩国城下町地区は、錦川下流域の文化的景観の中の重要文化的景観である。

文化的景観の概念は、単に市街地ではなく、市全体の中の重要な位置づけとして、第2章の区域と方針において、岩国市として文化的景観の価値を見いだしながら景観形成を図るという大きな方針を掲げる方がよい。

それを受ける形で、市街地ゾーンの中でどうするかを示した方がよいと思う。

モノの考え方として、市の中の文化的景観の価値づけを行っておく方がよい

議題1「意見聴取第1号 景観計画の変更について」 資料4

○事務局 「第9章 届出手続きと行為の制限（変更案）」に入ります。資料1－4の1ページをご覧ください。

資料1－4「第9章 届出手続きと行為の制限（変更案）」について

○事務局 文化的景観保存活用計画区域における地区区分についてご説明いたします。

文化的景観保存活用計画区域である「岩国城下町」の範囲は、景観計画区域内において、2つの重点地区と一般地区（重点地区を除く景観計画区域）に指定されています。

第5回岩国市景観審議会 会議録

区域内において適用される地区区分は以下の図のとおりです。

横山地区の市街地及び城山の東部は、緑色で示している「横山重点地区」となり、岩国地区の市街地及び岩国山の一部は、オレンジ色で示している「岩国重点地区」となり、城山の西部や錦川、岩国山のその他の部分からなる区域は、黄色で示している一般地区に該当します。

また、各地区区分における届出対象行為については、2ページの一覧表のとおりとなります。

市街地の景観ゾーン（岩国地域）の景観形成基準の変更について

○事務局 続きまして景観形成基準の変更についてご説明いたします。

市街地の景観ゾーンの景観形成基準の変更についてご説明いたします。

3ページ及び景観計画の90ページをご覧ください。

建築物・工作物の高さにつきましては、形態意匠の中で整理することとし「主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した高さとすること。特に、文化的景観を継承し、錦帯橋や錦川から岩国山や城山への眺めを阻害しない高さ及び形態意匠とすること。」という内容で整理しております。

また、工作物の「位置」の項目において、「鉄塔、電柱、電波塔類」の基準として、「鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。なお、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害するような位置への大規模工作物の設置は避けること。」と追記します。

建築物・工作物とも形態意匠につきましては、「周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲の自然景観と調和した形態意匠となるよう配慮すること。」とそれぞれに記載します。

また、色彩についても、「周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲と調和した色彩による外観となるよう配慮すること。」とそれぞれに記載します。

横山重点地区の景観形成基準の変更について

○事務局 次に、横山重点地区の景観形成基準の変更についてご説明いたします。

4ページとともに景観計画の93ページをあわせてご覧ください。

資料の表は、景観形成基準について変更となる欄を抜粋して表示しています。左側が現在の基準となり右側に変更案を示しています。

景観形成方針に「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承を追加することを受けて、基本事項において、「歴史的景観の継承」を「文化的景観の継承」に変更します。

新規に項目を追加する「配置」については、「歴史散歩地区」「うるおい住宅地区」共通で、「武家屋敷地に由来する門・塀に囲まれた構えを基本に、道路に面して門・塀などが連なる配置とし、周囲のまちなみとの調和を図ること。ただし、錦川沿い（横山1丁目・横山2丁目）では、道路に面して1階軒などが連なる配置を基本とし、錦川沿いの連続する通り景観との調和を図ること。」とします。

第5回岩国市景観審議会 会議録

また、景観計画との適合性を判断するにあたり、建築物のみの計画で配置の適合性を判断できない場合には、外構計画もあわせて提示するよう求めることとします。

形態意匠の「屋根」につきましては、「ただし、錦川沿い（横山1丁目・横山2丁目）では、平入屋根など、錦川側に向けて傾斜する屋根とすること。」を追加します。

歴史散歩地区にも錦川沿いに建物がありますので、同様の文言を追加します。

塀などにつきましては、「塀などは、武家屋敷地に由来する構えを基本に、道路に面して連なる配置とする。間口が狭いなどやむを得ず塀などを設置できない場合には、通りに面して塀が連なる景観と調和するよう囲まれた構えとなるよう配慮する。」とします。

門などにつきましては、「門などは通りに面して設置することを基本とし、塀などによる囲いと合わせ、武家屋敷地に由来する構えと調和した配置となるよう配慮する。」とします。

擁壁につきましては、「既存の石積みがある場合には、保全・活用することにより文化的景観の継承を図ること。」とします。

開発行為につきましては、前回の審議会でご指摘いただきました、「著しく不調」という文言を、「開発後の状態が周辺の景観と不調和とならないこと。また、城下町由来の町割の継承を阻害しない形状とすること。」に変更します。

岩国重点地区の景観形成基準の変更について

○事務局 つづきまして、岩国重点地区の景観形成基準の変更についてご説明いたします。

6ページとともに景観計画の96ページをあわせてご覧ください。

景観形成方針に「錦川下流域における岩国の文化的景観」継承を追加したことを受けて、「こまちなみ地区」の基本事項について、「商業地として栄えてきた歴史と文化」を「町人地や武家屋敷地、錦帯橋の物見への往来を支えた生業とともにある暮らしによる文化的景観」に変更します。

建築物・工作物の配置につきましては、武家屋敷地由来の大明小路などと町人地由来の本町などの通りとの基準を区別します。

武家屋敷地由来の大明小路などにおいては、「大明小路などの武家屋敷地に由来する通りでは、門・塀に囲まれた構えを基本に、道路に面して門・塀などが連なる配置とし、周囲のまちなみとの調和を図ること。ただし、道路から大きく後退せず1階軒などが連なる場合は、この限りではない。」とします。

また町人地由来の本町などの通りにおいては、「その他の通りでは、歴史的な建物と調和した配置を基本に、道路に面して1階軒などが連なる配置とし、まちなみとの調和を図ること。ただし、やむを得ず、道路から建物が大きく後退する場合には、道路に面して門・塀が連なる、又は車庫などの軒が連なる配置とし、歴史的な建物がつくりだすまちなみとの調和を図ること。」とします。

また、景観計画との適合性を判断するにあたり、建築物のみの計画で配置の適合性を判断できない場合には、外構計画もあわせて提示するよう求めることとします。

建築物・工作物の高さにつきましては、建築物・工作物の形態意匠に「歴史的な建

第5回岩国市景観審議会 会議録

物などからなる通りとしての連続したまちなみを阻害せず、地区の歴史的な建物と調和した高さ及び形態とし、各部分の高さの最高限度は15m以下とすること。」と記載します。

また、形態意匠において、低層・中層の基準を統合して周辺の歴史的な建物と調和した高さを基本とすることとします。

外壁についても、低層と中層の基準を統合して、「外壁は、地区のまちなみを特徴づける町家等の歴史的な建物の外観と調和した意匠とすること。なお、中層の場合には、錦川や錦帯橋、城山からの見え方に留意し、落ち着いた意匠とすること。」と記載します。

中層の建物とする場合の基準として「低層を中心とした通りごとの連続性に配慮し、やむを得ず中層となる場合には、圧迫感の軽減に配慮した形態意匠とすること。」と記載します。

錦川沿いの土手町については、「錦川沿い（土手町など）では、ナカドテと一体となった歴史的な建物群がつくりだすまちなみと調和する形態意匠とするとともに、錦帯橋や錦川からの眺めに配慮した形態意匠とする。」と記載します。

色彩についても低層と中層の基準をまとめて、「屋根の色は、和形いぶし日本瓦等と調和した黒色、濃い灰色（いぶし銀）等、建物の外壁色と調和したものとする。」
「外壁の色は、伝統的外壁材料の色目を基本に、通りの連続性を意識し、まちなみと調和した落ち着いたものとする。」と記載します。

車庫等につきましては、「道路に面して車庫などを設置する場合には、屋根の傾斜（勾配）を沿道側に向け、軒の連なりとの調和に配慮するなど、通り景観の連続性を創出するための配慮を行うとともに、通りとしての連続性を生み出す形状及び色彩とすること。」と記載します。

開発行為につきましては、横山重点地区と同様に「著しく不調和」という文言を「開発後の状態が周辺のまちなみと不調和とならないこと。また、城下町由来の町割の継承を阻害しない形状とすること。」と変更します。

駐車場につきましては、「駐車場として土地を利用する場合には、できる限り車両の出入り口を集約化し、周辺のまちなみに与える影響を最小限とし、敷き際は、塀などによる遮へい又は生け垣などの植栽により目隠しなどの修景に努めること。なお、塀などを設ける場合には、その意匠は工作物などの基準に準ずるものとする。」と記載します。

「ゆとり住宅地区」においても建築物・工作物の高さにつきましては、低層・中層を統合し「高さ」を「形態意匠」に「岩国城下町の武家地として継承されてきた低層を中心としたまちなみと調和した高さ及び形態とし、各部分の高さの最高限度は15m以下とすること。」と記載します。

「形態意匠」の低層・中層の基準を統合することにより、「屋根は、切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根とすることし、建物全体としてまとまりある意匠とすること。」「バス通り沿道では、屋根は傾斜（勾配）を沿道側に向け、まちなみの連続性に配慮すること。」「外壁は、錦川や城山からの見え方に留意し、周辺のまちなみと調和した落ち

第5回岩国市景観審議会 会議録

着きのある意匠とすること。」「周辺の低層の住宅地との調和に配慮し、やむを得ず中層となる場合には、通りへの圧迫感の軽減に努めること。」と記載します。

「色彩」においても同様に低層・中層の基準を統合して、「屋根の色は、和形いぶし日本瓦等と調和した黒色、濃い灰色（いぶし銀）、又は、濃い茶色等、周辺の低層の住宅地と調和したものとする。」「外壁の色は、低層を中心としたまちなみと調和した落ち着いたものとする。」と記載します。

なお、「沿道にぎわい地区」における共通の基準については、「こまちなみ地区」の基準と同様の内容で変更します。

一旦、ここまでの内容につきまして、ご意見やご質問をいただきたいと思います。

○小浦会長 ここまでの中で何かございますでしょうか。

○坂井委員 説明を聞いて、高さについては限度をいれるべきかと思う。

建築基準法第68条で、景観地区について高さの制限があった場合、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した場合でなければ認められないとなっている。

この場合、建築審査会の合意が必要となっている。このように特別な場合となっているので、制限があった方がよいと感じた。

○小浦会長 建築基準法の景観地区は高度地区と同様の強制力があり、景観計画とは異なる制度である。

○坂井委員 15mを最高として指定するのは、このまちなみを守っていくという時にはよいが、15mが足かせになってはいけないとも感じる。

将来にまちの真ん中でないところで何かを建てるときに、対応できるのかとも思う。

15mの高さ制限をかけても通常の民間の住まいの建替や新築などでは問題はないが、景観上支障がないときに問題に陥らないかとも思う。

○小浦会長 景観計画での高さの問題と、景観地区での高さの問題は、法体系が異なるので別の問題となるが、むしろ市としてどうしていくかを考えていく必要がある。

今回の場合は、文化的景観の価値をどのように位置づけつつ、まちを新しくしていくのかというのが価値の保全の目標だと思うので、そこに高さがどのような意味をもつのか、文化的景観の価値の意味づけとして、こうであるというのが論点であるので、そこについては両方で調整をして欲しい。

○坂井委員 今回の修正でわかりやすくなったのでよいと思う。

○小浦会長 15mの書き方については、もう少し精査がいると思う。

数値基準を書く場合は、景観形成基準に書く場合は、高さの基準という項目がある。

その中で形態意匠に書くというのは、その場所での意味と連動した形での説明が必要かと思う。

○木村委員 錦帯橋や錦川から見上げた時のことが書いてあるが、下を見た場合の川原や音、色などに対しては景観とは関係ないのか。それとも必要ないのか。

○事務局 より有効的に景観誘導が図れるのは重点地区を指定しているエリアとなるが、錦川は名勝に含まれており、そこでも保全を図れるところもあり、これから説明

第5回岩国市景観審議会 会議録

するところであるが、景観重要公共施設として、川や道路を指定していきたいと考えている。

○木村委員 地区内に空き店舗などがみられるが、これに対しても指導なども行っていくのか。

○事務局 今年度、文化的景観の取り組みを含め、営みが残っていないとまちが残っていないということがあるので、歴史的の景観保全について風致条例の見直しを含めて検討する業務を行っているところである。

商工振興課や関係課と調整しながら進めていきたいと考えている。

○木村委員 製造業はなくなり、大きな音を立てる事業所はなくなったが、そういった所も考えて行った方がよいかと思う。

○坂井委員 条例の問題に関連して、通りからすぐ軒があるということは、合併浄化槽の指定を受けてから店舗に変換するなどが非常に難しい。

そのため、早く下水道を整備していただきたい。

従来の商業地だったが商売する人がいなくなってきた。

観光へのサービス事業としては、沿道に張り付いていることが環境を守る、まちなみを守るひとつとなるので、これを実現させることとおなじように、そういったことも一緒に取り組んでいただきたい。

○小浦会長 建築確認申請でリノベーションなどは把握できる。

景観計画を運用してまちの中で何を起こっているかを把握することが、まちの活性化を生み出す上で重要であるという認識を持っていただきたい。

また、景観計画をどのように活用していくかについては、きちんと市の中で調整していただきたい。

特に武家地というのは、外構の表現がまちなみの全てであるので、そういった認識で対応していただかないと困るし、町家の方も軒の並びと構えが他の要素と絡んでいるという指摘があったが、そういったところも含めて景観を手がかりにトータルで調整するぐらいでなければいけないことをご理解いただきたい。

そういった所を踏まえて、市が運用できる基準になっているのかを良く点検して欲しい。

今回提示された変更の表現がおかしいというわけではないし、問題があるわけでもない。

これで運用できるのか、届出が出たときに判断できるのか、文化的景観の価値とあわせて意味づけられ、その中でデザインを考えていけるのかなどを考えながら、検討いただきたい。

ガイドラインとの整合や運用の仕方、今までやってきたことを見据えて、この内容を確認いただきたい。

○坂井委員 これらの事項については、岩国地区のこまちなみ地区だけが変更するのか。

○事務局 資料4、p10の最後に記載しているが、沿道にぎわい地区で共通基準とするものについては、こまちなみ地区の基準と同様に変更する。

議題1 「意見聴取第1号 景観計画の変更について」 資料5

○事務局 続きまして、資料1－5「第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項」についてご説明いたします。

資料1－5 「第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項」について

○事務局 景観計画には、良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」に指定し、その整備に関する事項や占用許可の基準などを定めることにより、公共施設における景観形成を推進することができます。

文化的景観の保存・活用に向け、錦帯橋と錦川が織りなす風景に影響する錦川および橋梁、城下町の回遊を支える道路及び重点地区内の街区を構成する道路について、景観重要公共施設に指定し、その整備及び占用許可基準について定めることとします。

こうしたことから、この度の計画変更において、新たに、「第10章として景観重要公共施設の整備に関する事項」を章立てし、市としての方針を明示することとしております。

構成の内容についてご説明いたします。2ページをお開きください。

1 「指定に関する基本方針」についてご説明いたします。

道路や河川、公園等の公共施設は、多くの人が利用し目にするものであるとともに、その整備の仕方により、地域の景観に影響を与える要素のひとつになります。

そこで、景観計画区域内の公共施設のうち、本市の景観の骨格を形成しているものや、重点地区内における公共施設等、地域の景観を構成する重要な要素となっているものについて、景観法に基づく「景観重要公共施設」の指定を行うこととします。

2 「対象施設」は、一覧表に表記の河川・道路となります。

河川については、錦川を指定することとし、区域としましては山陽新幹線橋梁から河口までとします。

道路については、重点地区を構成する県道、市道としています。

位置図については5、6ページに記載しております。

ではそれぞれの整備方針・占用許可基準のご説明をさせていただきます。

錦川は、幹線流路延長、流域ともに山口県下最大の二級河川で、その広い流域の中、蛇行を繰り返しながら、瀬戸内海へ注ぎます。

その下流域の最後に大きく蛇行した地形を生かし、岩国城下町が築かれたことから、錦川下流域における岩国市の都市の文化的景観が形成されてきました。

錦川は岩国の市街地における重要な要素であり、都市景観の骨格をなすものです。

そこで、錦川下流域を景観重要河川に指定し「錦川水系河川整備計画」との連携・整合を図りながら、錦川下流域において、以下の整備方針に基づき、文化的景観の継承及び良好な景観の形成を図ります。

また、錦川下流域の文化的景観における都市の象徴的な景観地である岩国城下町周辺については、重要な区間として、名勝及び文化的景観の価値の保全を図るため、県における錦川水系における河川整備と連携した取組みを図ります。

第5回岩国市景観審議会 会議録

【具体的な整備方針・許可基準】

景観重要道路としては、「城下町の回遊を支える道路及び重点地区内の街区を構成する道路」として、岩国重点地区・横山重点地区内にある道路を指定します。

重点地区である横山・岩国両地区は、岩国市の都市の始まりである岩国城下町の都市構造を継承した文化的景観を象徴する景観地です。

城下町の町割を継承した街区を構成する道路は、岩国城下町の歴史・文化を継承する重要な要素であり、景観重要道路として指定することにより通り景観と調和した景観形成を図ります。

また、江戸時代からつづく錦帯橋への物見が育む往来を支える、兩岸にわたる岩国城下町を回遊する道路や橋の景観形成により、快適に回遊できる通り景観の形成を図ります。

【具体的な整備方針・許可基準】

以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小浦会長 これまでの中で何かございますでしょうか。

○重富委員 スケジュールが示されたが、すみやかな手続きをお願いしたい。

6 ページの整備、「錦川水系における県の河川整備」と修正していただきたい。

景観重要公共施設に指定されると、河川法、道路法で許認可手続きをするが、p6 の下に記載している内容がざっくりしている。

萩市は具体的に記載しているので参考にしてほしい。

第9章について、岩国市では景観ガイドラインを作成しているので、ガイドラインについても見直すのか。

6 ページの整備方針の下から2つ目、漁労環境の保全・形成とあるが、保全はよいが形成はつくることになるので河川整備と相いれないので、形成をはずしてほしい。

○事務局 景観形成基準も見直すのでガイドラインは見直す。

漁労環境の保全・形成については、県の河川整備計画も確認している。

計画の中でも漁労環境の保全に努めるとあるので、表現を整合させる。

○小浦会長 魚道整備等や河床環境については、形成・整備の観点もあるが、そのあたりは河川整備の状況もあるので調整してほしい。川は常に変化しているので、どのように川の風景を守っていくのが大事である。

○重富委員 電柱等の許認可は早いので、基準をガイドライン等でも示していただきたい。

申請者の負担とならないように、きちんと基準を示していただきたい。

【パブリックコメントについて】

○事務局 スケジュールの関係もあり、10 月にパブリックコメントを行いたいと考えている。

今回のご意見の内容は変更の方向性が大きく変わるものではないと考えている。

小浦会長とも相談させていただきながら事務局で修正案を作成し、委員の皆様にも事前に確認いただくので、パブリックコメントの手続きに入ることを了承いただきたい。

第5回岩国市景観審議会 会議録

○各委員 （各委員から了承いただいた。）

○杉山委員 パブリックコメントは内容を拝見できるのか。

○事務局 市のホームページで閲覧できるし、各支所でも閲覧できるようにする。

○小浦会長 パブリックコメント後に景観審議会を開催するので、そこでも意見を言える場がある。

その他 令和2年度の新規業務について

○事務局 今年度、歴史的まちなみ景観保全の制度検討業務を行っているので、審議会でも報告させていただく。

また、屋外広告物条例について検討してきたが、継続検討している。

県の条例が一部改正されたこともあり、一旦このタイミングで県の条例で事務移譲を受けることとし、その運用を図りながら、岩国市の独自条例を検討していきたい。